

政府による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』のご案内

2020年5月21日
了徳寺大学学生支援課

1. 概要

政府による「学び継続」のための「学生支援緊急給付金」のご案内がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的困難な状況に陥り、学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に国が緊急で現金給付の支援をするものです。

支給額は、住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外で要件に合致する学生は10万円です。

提出書類に基づき総合的に判断をし学校から推薦します。

2. 要件：以下①～⑥にすべて合致する者、または①～⑥に該当しない学生でも申請できます。その場合⑤または⑥に該当することを優先事項とし、個々の状況を確認後大学で推薦の可否を判断します。（審査に際しては、学科の教員より電話などでヒアリングを実施します）

- ① 家庭から多額の仕送りをうけていないこと（授業料を含めた仕送り額（年額）が概ね150万円以下を目安とする）
- ② 自宅外通学者である（家賃を支払って生活している）*帰省中は問いません
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加支援が期待できない
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上減少）したこと（2020年1月以降）（アルバイト収入がないと学業継続ができない等）
- ⑥ 日本学生支援機構奨学金について以下の条件のうちいずれかを満たしていること
 - ・奨学金の新給付金制度の第Ⅰ区分の受給者
 - ・奨学金の新給付金制度の第ⅡまたはⅢ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者になっては、限度額まで利用している者、若しくは今後利用を予定している者
 - ・新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を予定している者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者、若しくは今後利用を予定している者
 - ・新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者、若しくは今後利用を予定している者
 - ・要件を満たさないため新給付奨学金制度または第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者

3. 提出書類

- ① 学生支援緊急給付金申請書（様式 1）
- ② 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（様式 2）
- ③ 以下証明書類等の例にある該当書類

NO	要件チェック項目	証明書等の例
①	家庭から多額の仕送りをうけていないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（様式 2）に年額を記載（1 年生は仕送り予定額、2 年生は 2019 年度の仕送り額） ・預貯金通帳等の写し（任意）
②	自宅外通学者である	賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書、住民票の写し等
③	生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと	誓約書（様式 2）に年額を記載（1 年生はアルバイト収入予定額、2 年生以上は 2019 年のアルバイト収入額）
④	家庭の収入減少等により、家庭からの追加支援が期待できない	新型コロナウイルス感染症対策に係るほかの公的支援措置を受けている場合の受給証明書等、提出できない場合は申請書（様式 1）の「3.申し送り事項」に事情を記入
⑤	新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少	アルバイト先からの給与明細、振込口座の預貯金通帳の写し（任意）等本年 1 月以降の 2 か月分で減少がわかるもの
⑥	既存の制度について前項 2.要件の⑥の条件のうちいずれかを満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税証明書 ・新給付奨学金制度の奨学生証 ・第一種奨学金の奨学生証 ・民間等の支援制度 <p>* 申請時点において、いずれも活用していない場合は原則 1 か月以内に申請をしてください</p>

4. 提出期限及び提出先

① 提出期限：6月12日（金）必着 *第2回の募集もある予定ですが詳細は未定

② 提出先：学生支援課メールアドレス dpt-ss@ryotokuji-u.ac.jp または

〒279-8567 千葉県浦安市明海 5-8-1 了徳寺大学学生支援課奨学金担当宛

5. 支給決定の通知

給付金の支給決定について通知はしません。口座への振り込みをもって支給決定の通知となります。

6. 注意事項

学生等が偽りその他不正の手段により学生支援緊急給付金を受給したと認められた場合、返金を求められることがありますのでご注意ください。

以 上